

# 佐世保市老人福祉計画

## 第8期佐世保市介護保険事業計画

### (令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)

## 目次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| <b>第1章 計画策定にあたって</b>               |    |
| 1 計画策定の背景                          | 1  |
| 2 計画の策定根拠                          | 2  |
| 3 計画の期間                            | 2  |
| 4 計画の策定に向けた取組み及び体制                 | 2  |
| <b>第2章 高齢者を取り巻く現状と課題</b>           |    |
| 1 高齢者の現状と将来推計                      | 3  |
| 2 本市の主要課題                          | 4  |
| <b>第3章 計画の基本方針</b>                 |    |
| 1 計画の理念・目的・基本方針                    | 5  |
| 2 日常生活圏域の状況                        | 6  |
| 3 計画の体系                            | 7  |
| <b>第4章 地域で支える仕組みづくり</b>            |    |
| 1 地域包括ケアシステムの推進                    | 9  |
| 2 認知症高齢者支援対策の推進                    | 10 |
| 3 介護人材とボランティア体制の強化                 | 11 |
| 4 成年後見制度利用促進基本計画                   | 12 |
| <b>第5章 施策の展開</b>                   |    |
| 1 介護予防の促進(自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進)    | 13 |
| 2 介護支援の充実                          | 14 |
| 3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり                | 16 |
| 4 地域における生活支援サービスの充実                | 16 |
| 5 介護保険制度の適正な運営                     | 17 |
| 6 生きがいづくりと社会参加の促進                  | 17 |
| <b>第6章 介護保険にかかる事業費の見込み</b>         |    |
| 1 標準給付費及び地域支援事業費等の見込みの算定           | 18 |
| 2 第8期の介護保険料                        | 18 |
| 3 令和7(2025)年度、令和22(2040)年度の保険料の見込み | 19 |



令和3年3月

佐世保市

# 第 1 章

# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

佐世保市（以下、「本市」という）では、現在高齢化が進展しており、令和2（2020）年10月1日現在の人口は246,854人、うち高齢者人口は78,386人、高齢化率は31.8%となっています。将来推計では、令和7（2025）年に高齢化率が33.2%となる見込みであり、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年にかけて、今後さらなる高齢化率の上昇、現役世代の減少が進む中、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

新たな制度改正等に対応しつつ、これまでの取組みを踏まえ、高齢者自身が役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを一層推進するため、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までを計画期間とする「佐世保市老人福祉計画・第8期佐世保市介護保険事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

### ■ 計画策定にあたっての基本的な考え方

厚生労働省では、全国介護保険担当課長会議等を通じて、介護保険事業計画に関する制度改正の内容や方針を示しており、本計画でもこれらを踏まえて計画策定を行います。

#### 第8期計画において記載を充実する主な事項

##### 1. 令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○令和7（2025）年・令和22（2040）年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

##### 2. 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組みについて記載

##### 3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

- 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」「専門職の関与」「他の事業との連携」について記載
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
- 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組みの例示として就労的活動等について記載
- 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
- 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載）
- 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
- 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
- PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

##### 4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
- 整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

##### 5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載（普及啓発の取組みやチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載）
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

##### 6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組みの強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組みの例示としてボランティアポイント制度等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組みを記載

##### 7. 災害や感染症対策に係る体制整備

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

## 2 計画の策定根拠

### ■ 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

また、本計画の第4章第4節「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけます。

### ■ 計画の性格

老人福祉計画は、本市における高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、すべての高齢者に対する福祉事業全般及び介護に関する総合的な計画です。

介護保険事業計画は、老人福祉計画のうち、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態となる可能性の高い高齢者に対する施策に関する計画です。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間と定めます。

また、中長期視点として、団塊の世代のすべての人が75歳以上の高齢者となる令和7（2025）年と団塊ジュニア世代が65歳に到達し現役世代の減少が顕著になる令和22（2040）年を見据えて計画を定めます。

| 平成<br>30年度<br>(2018) | 令和<br>元年度<br>(2019) | 令和<br>2年度<br>(2020) | 令和<br>3年度<br>(2021) | 令和<br>4年度<br>(2022) | 令和<br>5年度<br>(2023) | 令和<br>6年度<br>(2024) | 令和<br>7年度<br>(2025) | 令和<br>8年度<br>(2026) | 令和<br>9年度<br>(2027) | ・・・ | 令和<br>22年度<br>(2040) |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----|----------------------|
| 第7期                  |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |                     |     |                      |
|                      |                     |                     | 第8期（本計画）            |                     |                     | →                   |                     |                     |                     |     |                      |
|                      |                     |                     |                     |                     |                     | 第9期                 |                     |                     |                     |     |                      |

## 4 計画の策定に向けた取組み及び体制

### ■ 高齢者実態調査の実施

本計画の策定にあたっては、高齢者の生活実態をはじめ、健康づくりや生きがいづくりに関する意識、介護保険サービスや高齢者保健福祉サービス等の利用状況、これらに対する今後のニーズや地域課題を把握し、計画に反映する基礎資料として活用するため、アンケート調査を実施しました。

### ■ 審議会・専門分科会の開催

本計画の策定にあたっては、学識経験者、介護や医療関係者、支援団体等で構成する「佐世保市保健福祉審議会」及び「高齢者福祉専門分科会」を開催し、必要な事項の検討・審議を行いました。

## 第2章

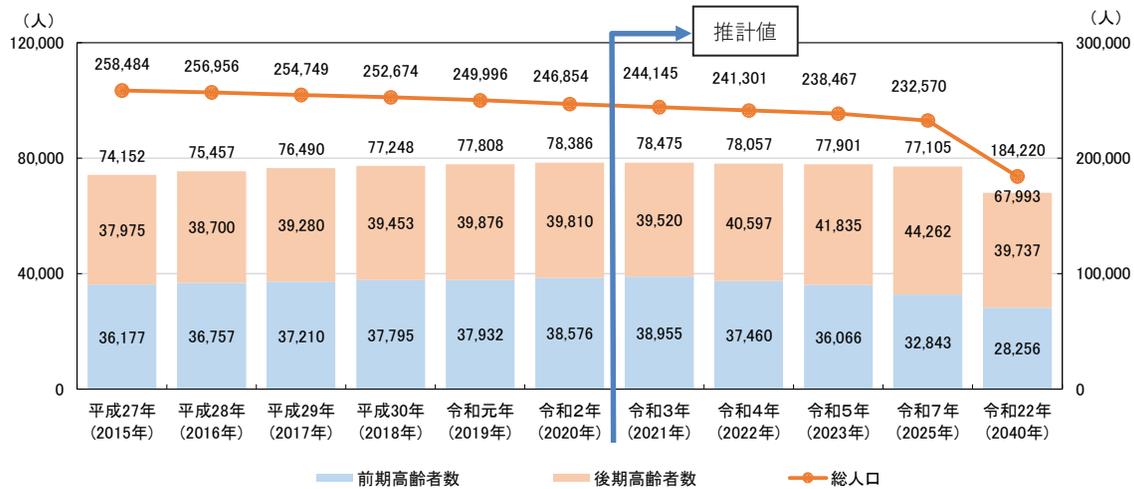
# 高齢者を取り巻く現状と課題

### 1 高齢者の現状と将来推計

#### ■ 高齢者人口

本市の令和2（2020）年10月1日現在の総人口は246,854人となっており、65歳以上の人口は78,386人で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は31.8%となっています。

高齢者数の推移及び推計では、前期高齢者数は令和3（2021）年をピークに減少に転じる見込みとなっていますが、後期高齢者数は令和2（2020）年、令和3（2021）年で一時減少するものの、令和4（2022）年には4万人を超え、令和11（2029）年まで増加し続ける見込みです。

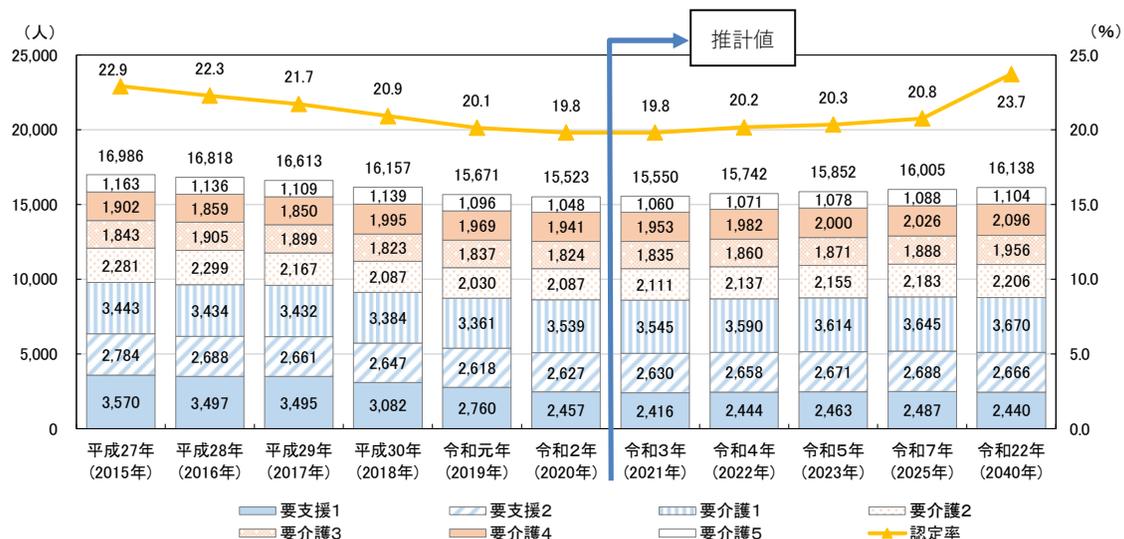


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

※将来推計部分は住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法で推計

#### ■ 認定者数と認定率

要支援・要介護認定者数は令和2（2020）年まで年々減少していますが、令和3（2021）年以降の推計では、緩やかに増加すると見込んでいます。認定率は令和3（2021）年以降上昇し続けており、令和22（2040）年には23.7%となる見込みです。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

## 2 本市の主要課題

### ① 持続可能な介護保険制度の運営

- 介護保険制度を持続可能なものとするためには、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が高齢者となり現役世代の急減が見込まれる令和22（2040）年を見据え、将来の高齢者人口の減少を踏まえた、適切なサービス提供体制の整備が必要となります。

### ② 地域包括支援センターの充実と機能強化

- 社会的に孤立し、閉じこもりの傾向にある高齢者が地域で生活するためには、見守りや生活支援、権利擁護などの面で多くの課題があります。また、介護者と同居している世帯でも、高齢の親が障がいのある家族を介護していたり、子育てと介護のダブルケアや老老介護の状態にあるなど、複合的な課題を持つ世帯に対し、引き続き地域包括支援センターが中心となり、関係機関が連携して支援にあたる必要があります。

### ③ 介護予防への取組みの強化

- 通いの場が不足する地域を中心に、引き続き新規立ち上げ支援を行うほか、人と人とのつながりを通じて各通いの場が継続的に活動を行い、参加者が拡大していくような地域づくりを行う必要があります。また、通いの場での介護予防活動を充実するため、保健分野と連携した疾病予防・重症化予防を促進する取組みが必要となります。

### ④ 地域の特性に応じたサービスの把握及び充実

- 「地域ケア会議」や「協議体」では、これまでに構築してきた関係機関や地域住民と顔の見える関係性を活かして、「地域づくり、資源開発」「政策形成」機能を強化し、地域の社会資源を活かした生活支援体制の充実を図ることが求められます。

### ⑤ 高齢者福祉施策の充実

- 認知症や老老介護、ダブルケアなどさまざまな介護者の形態が考えられるため、介護についての情報交換や相談の場、同じ悩みを持つ人の交流の場など、支援施策の充実を図る必要があります。

### ⑥ 一人暮らし高齢者と高齢者のみの世帯の支援

- 高齢者実態調査では、要介護認定者のうち、約3割が「単身世帯（一人暮らし）」となっています。
- 孤独死防止など見守り体制の構築のため、引き続き地域包括支援センターを中心とした関係機関のネットワークを強化する必要があります。

### ⑦ 高齢者の社会参加の促進と担い手としての活躍促進

- 地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていくためには、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進することは重要な取組みの一つとなります。元気で意欲ある高齢者が、生活支援の担い手として、また、介護助手として活躍すること等が期待されます。

### ⑧ 認知症高齢者等に対する取組みの充実・強化

- 認知症への理解を深めるために、介護予防や高齢者虐待防止事業と連携して、認知症予防や複合的な問題に取り組む必要があります。これまで実施してきた事業を充実させるとともに、認知症施策推進大綱に基づき、認知症にやさしい地域づくりを進めていくことが重要です。

### ⑨ 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度については、今後ニーズが増えると考えられる反面、制度が十分に周知されていない、専門職が後見人となるケースでは費用が高額となるなどの課題があり、十分な制度活用に至っていない現状です。本市においても、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善と地域連携による権利擁護支援、不正防止の徹底を推進する必要があります。

### ⑩ 離島対策

- 各離島での高齢化率がさらに上昇することで、住民同士の支え合い活動の存続が困難となる可能性があります。
- 一人暮らし高齢者や高齢者世帯の見守りネットワークを強化する必要があります。

## 第3章

# 計画の基本方針

## 1 計画の理念・目的・基本方針

第8期計画では、第7期計画での制度見直しを踏まえ、いわゆる団塊の世代が75歳となる令和7（2025）年を見据えて、地域包括ケアシステムを深化していくこと、団塊ジュニア世代が高齢者となることで現役世代が急減し、生活支援や介護人材等の担い手が不足することが見込まれる令和22（2040）年を見据えて、サービス基盤や人的基盤を整備していくことが必要となります。

本計画は、本市におけるまちづくり全般の指針である、「第7次佐世保市総合計画」の高齢者福祉分野施策と整合を図り、以下のように基本理念を設定することで、本市における高齢者福祉の将来像とします。

### ● 高齢者支援に関する基本的な考え方

#### 高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

##### \*目的\*

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送れるようにすることを目的としています。

##### 【施策】

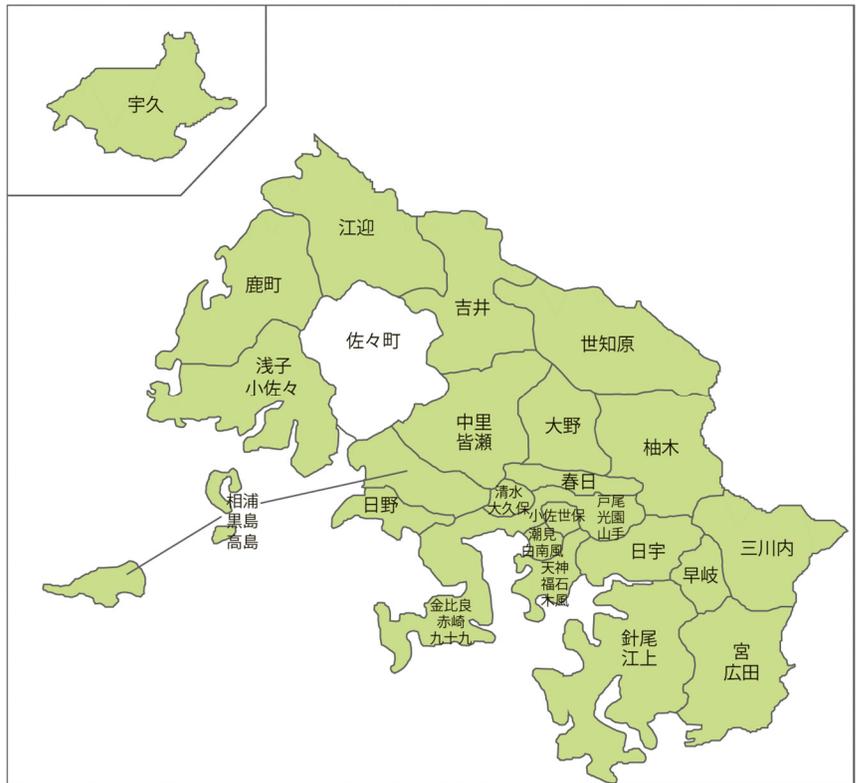
- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| ①介護予防の促進           | ②介護支援の充実           |
| ③高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり | ④地域における生活支援サービスの充実 |
| ⑤介護保険制度の適正な運営      | ⑥生きがいづくりと社会参加の促進   |



## 2 日常生活圏域の状況

### ■ 日常生活圏域の設定

第8期となる本計画においては、第7期に引き続き23圏域を設定し、施設サービス、居宅サービスの質の確保・向上を図るとともに、住み慣れた圏域での社会生活が継続可能となるよう基盤整備を進めていきます。



### ■ 日常生活圏域の高齢者・認定者の状況

単位：人

| 圏域         | 人口      | 高齢者人口  | 高齢化率(%) | 前期高齢者  | 後期高齢者  | 認定者数   | 認定率(%) |
|------------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 宮・広田       | 14,925  | 3,216  | 21.5%   | 1,748  | 1,468  | 565    | 17.6%  |
| 三川内        | 3,919   | 1,559  | 39.8%   | 712    | 847    | 325    | 20.8%  |
| 早岐         | 20,915  | 6,394  | 30.6%   | 3,140  | 3,254  | 1,071  | 16.8%  |
| 針尾・江上      | 9,437   | 2,919  | 30.9%   | 1,484  | 1,435  | 586    | 20.1%  |
| 日宇         | 26,682  | 7,949  | 29.8%   | 3,817  | 4,132  | 1,607  | 20.2%  |
| 天神・福石・木風   | 22,203  | 7,815  | 35.2%   | 3,653  | 4,162  | 1,375  | 17.6%  |
| 潮見・白南風     | 9,527   | 3,342  | 35.1%   | 1,663  | 1,679  | 635    | 19.0%  |
| 小佐世保       | 5,207   | 1,746  | 33.5%   | 820    | 926    | 396    | 22.7%  |
| 戸尾・光園・山手   | 13,443  | 4,036  | 30.0%   | 1,992  | 2,044  | 836    | 20.7%  |
| 金比良・赤崎・九十九 | 15,564  | 5,312  | 34.1%   | 2,592  | 2,720  | 1,232  | 23.2%  |
| 清水・大久保     | 9,514   | 3,232  | 34.0%   | 1,538  | 1,694  | 645    | 20.0%  |
| 春日         | 6,076   | 2,286  | 37.6%   | 1,047  | 1,239  | 449    | 19.6%  |
| 大野         | 18,371  | 5,857  | 31.9%   | 2,819  | 3,038  | 1,091  | 18.6%  |
| 柚木         | 3,988   | 1,536  | 38.5%   | 795    | 741    | 334    | 21.7%  |
| 日野         | 14,603  | 3,387  | 23.2%   | 1,757  | 1,630  | 582    | 17.2%  |
| 中里・皆瀬      | 11,934  | 3,485  | 29.2%   | 1,764  | 1,721  | 672    | 19.3%  |
| 相浦・黒島・高島   | 14,215  | 4,140  | 29.1%   | 2,253  | 1,887  | 701    | 16.9%  |
| 浅子・小佐々     | 6,387   | 2,131  | 33.4%   | 1,105  | 1,026  | 449    | 21.1%  |
| 吉井         | 5,216   | 1,767  | 33.9%   | 955    | 812    | 340    | 19.2%  |
| 世知原        | 3,092   | 1,390  | 45.0%   | 630    | 760    | 355    | 25.5%  |
| 江迎         | 5,214   | 1,944  | 37.3%   | 909    | 1,035  | 399    | 20.5%  |
| 鹿町         | 4,419   | 1,789  | 40.5%   | 865    | 924    | 393    | 22.0%  |
| 宇久         | 2,003   | 1,154  | 57.6%   | 518    | 636    | 209    | 18.1%  |
| 佐世保市全体     | 246,854 | 78,386 | 31.8%   | 38,576 | 39,810 | 15,247 | 19.5%  |

※人口および高齢者人口は住民基本台帳、認定者数は介護保険システムによる（令和2（2020）年10月1日時点）

### 3 計画の体系

高齢者になっても健康で自立した生活ができる環境づくり

| 老人福祉計画                                     |   | 介護保険事業計画  |   |   |   |  |
|--|---|---|---|---|---|--|
| 介護保険以外                                     | 地域支援事業・保健福祉事業等  |   | 介護保険  |   |   |  |
|  | 介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業 任意事業  |   | 介護給付・予防給付・市町村特別給付   |   |   |  |
|  |   |   | 介護（介護予防）サービス  | 地域密着型（介護予防）サービス   | 市町村特別給付   |  |
| <p>介護予防の促進<br/>(自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進)</p> | <input type="checkbox"/> 介護予防・日常生活支援総合事業<br><input type="checkbox"/> 介護予防・生活支援サービス事業<br><input type="checkbox"/> 一般介護予防事業<br><input type="checkbox"/> 地域ケア会議  | <input type="checkbox"/> 要支援認定者介護予防事業<br><input type="checkbox"/> 介護予防サービス（在宅系サービス）<br><input type="checkbox"/> 介護予防訪問看護<br><input type="checkbox"/> 介護予防短期入所生活介護 ほか  | <input type="checkbox"/> 介護予防福祉用具購入事業<br><input type="checkbox"/> 介護予防住宅改修事業<br><input type="checkbox"/> 介護予防サービス計画事業<br><input type="checkbox"/> 特定入所者介護予防サービス事業   | <input type="checkbox"/> 要支援認定者介護予防事業<br><input type="checkbox"/> 介護予防サービス<br><input type="checkbox"/> 介護予防小規模多機能型居宅介護<br><input type="checkbox"/> 介護予防認知症対応型通所介護<br><input type="checkbox"/> 介護予防認知症対応型共同生活介護                            |   |  |
| <p>介護支援の充実</p>                             | <input type="checkbox"/> 適正な介護サービス・福祉サービスの提供<br><input type="checkbox"/> 高齢者生活福祉センター運営事業（生活支援ハウス）<br><input type="checkbox"/> ケアハウス   | <input type="checkbox"/> 適正な介護サービス・福祉サービスの提供<br><input type="checkbox"/> 生活援助員派遣事業<br><input type="checkbox"/> 配食サービス<br><input type="checkbox"/> 住宅改修支援事業<br><input type="checkbox"/> 離島介護サービス確保事業<br><input type="checkbox"/> 離島介護サービス渡航費等支援事業<br><input type="checkbox"/> 低所得者対策<br><input type="checkbox"/> いきいき元気食事づくり教室事業 | <input type="checkbox"/> 適正な介護サービス・福祉サービスの提供<br><input type="checkbox"/> 介護サービス（在宅系サービス）<br><input type="checkbox"/> 訪問介護<br><input type="checkbox"/> 訪問看護<br><input type="checkbox"/> 通所介護<br><input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 ほか | <input type="checkbox"/> 福祉用具購入事業<br><input type="checkbox"/> 住宅改修事業<br><input type="checkbox"/> 居宅介護サービス計画事業<br><input type="checkbox"/> 高額介護サービス事業<br><input type="checkbox"/> 高額医療合算介護サービス事業<br><input type="checkbox"/> 特定入所者介護サービス事業 | <input type="checkbox"/> 適正な介護サービス・福祉サービスの提供<br><input type="checkbox"/> 介護サービス<br><input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護<br><input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護<br><input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護<br><input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ほか | <input type="checkbox"/> 適正な介護サービス・福祉サービスの提供<br><input type="checkbox"/> 訪問理美容サービス事業<br><input type="checkbox"/> 家族介護支援事業<br><input type="checkbox"/> おむつ購入費支給事業 |
| <p>高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり</p>                   | <input type="checkbox"/> 相談体制充実事業<br><input type="checkbox"/> 訪問指導<br><input type="checkbox"/> 高齢者虐待防止事業<br><input type="checkbox"/> 高齢者虐待・対応事業<br><input type="checkbox"/> 権利・財産保護事業<br><input type="checkbox"/> 成年後見制度促進事業<br><input type="checkbox"/> 老人保護措置（養護老人ホーム）  | <input type="checkbox"/> 相談体制充実事業<br><input type="checkbox"/> 高齢者の認知症等相談事業<br><input type="checkbox"/> 地域包括支援センター運営事業<br><input type="checkbox"/> 認知症初期集中支援推進事業<br><input type="checkbox"/> 権利・財産保護事業<br><input type="checkbox"/> 成年後見制度申立事業  |   |   |   |  |
| <p>地域における生活支援サービスの充実</p>                   |   | <input type="checkbox"/> 地域支え合い事業<br><input type="checkbox"/> 生活支援サービスの体制整備事業<br><input type="checkbox"/> 認知症サポーター等養成事業<br><input type="checkbox"/> 緊急通報システム事業  |   |   |   |  |
| <p>介護保険制度の適正な運営</p>                        |   | <input type="checkbox"/> 適正な介護保険運営事業<br><input type="checkbox"/> 認定調査事業<br><input type="checkbox"/> 介護認定審査会事業<br><input type="checkbox"/> 介護サービス事業者指定・指導監督事業<br><input type="checkbox"/> 広報事業   | <input type="checkbox"/> ケアマネジャー育成指導事業<br><input type="checkbox"/> 介護相談員派遣等事業<br><input type="checkbox"/> 介護給付適正化事業   |   |   |  |
| <p>生きがいづくりと社会参加の促進</p>                     | <input type="checkbox"/> 生きがいづくり・地域活動の促進<br><input type="checkbox"/> 老人福祉センターと老人憩いの家<br><input type="checkbox"/> 老人クラブ ○生涯学習<br><input type="checkbox"/> 文化活動 ○生涯スポーツ<br><input type="checkbox"/> 社会参加の基盤整備<br><input type="checkbox"/> 敬老特別乗車証交付事業<br><input type="checkbox"/> 生涯ボランティア ○地域活動<br><input type="checkbox"/> 就労の促進・所得の確保<br><input type="checkbox"/> 住みやすいまちづくりの推進<br><input type="checkbox"/> バリアフリーの推進<br><input type="checkbox"/> 高齢者が暮らしやすい住宅の整備<br><input type="checkbox"/> 多様な住まいの確保<br><input type="checkbox"/> 高齢者の暮らしの安全確保 |   |   |   |   |  |

## 第4章

# 地域で支える仕組みづくり

## 1 地域包括ケアシステムの推進

### ■ 地域包括ケアシステムの概要

地域包括ケアシステムは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制のことであり、国では、令和7（2025）年を目途に構築を推進しています。

#### 【第8期の主な方針】

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、セルフマネジメントの定着促進を図りつつ、「地域共生社会の実現」に向けて、佐世保市版地域包括ケアシステムの充実・深化を図ることとします。

### ■ 地域包括支援センター運営の基本的な視点

#### 【第8期の主な方針】

- 高齢者だけではなく、子どもや障がい者、生活困窮者といった世帯課題に対応できる体制の整備が必要となっており、地域共生社会を見据えた地域包括支援センターのあり方について検討を行います。
- 令和6（2024）年度からの地域包括支援センターの委託先の再選定に向け、従事者数や圏域等の見直しについて検討を行い、令和5（2023）年度に受託法人へ向けての説明会及び公募を行います。

### ■ 医療と介護の連携

退院後の在宅復帰時に適切な在宅サービスへ円滑に接続することや、再入院を可能な限り防ぎ、在宅生活を継続することなど、在宅医療と介護の連携は、退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど、さまざまな局面で必要となり、一層の連携強化が求められています。

#### 【第8期の主な方針】

地域の実情に応じた各事業の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組みを推進します。

#### **P (Plan) 現状分析・課題抽出・施策立案**

- (ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握（現状把握・現状分析・課題抽出）
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議（施策立案・目標設定）
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進（事業計画作成）

#### **D (Do) 対応策の実施**

- (エ) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援（各種ガイドライン・情報共有ツールの活用・周知）
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援（在宅医療・介護連携サポートセンターの充実）
- (カ) 医療・介護関係者の研修（西九州させば広域都市圏事業による多職種研修会等）
- (キ) 地域住民への普及啓発（西九州させば広域都市圏事業による市民啓発講演会等）

#### **C (Check) 対応策の評価の実施**

- 各事業において設定した目標の達成状況の評価を実施し、効果を確認（数値的目標・関係者へのヒアリングなど）

#### **A (Action) 対応策の改善**

- 評価結果を受け、地域の目指すべき姿の理想に近づけるために、必要な見直しを行い、次の目標設定及び更なる対応策を検討

## ■高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービス事業については、保健事業と連携することで、通いの場に参加しているフレイル状態にある高齢者等を適切に医療サービスにつなげたり、医療専門職やかかりつけ医のすすめにより、通いの場や生活支援サービスにつなげたりすることで、事業を促進する効果が期待できます。

保健事業と介護予防の一体的な実施をより効果的に推進するためには、高齢者福祉分野と健康増進分野が連携して分析を進めるほか、事業の企画・調整・分析・評価等を行う保健師や医療専門職との連携の強化が求められます。

### 【第8期の主な方針】

- 高齢者医療、国保、健康づくり、介護等関係各課との連携体制整備
- 事業を実施する保健師等の医療専門職の配置
- 一体的実施に係る事業の基本的な方針作成、事業の企画、関係団体との連携
- 地域支援事業や国保の保健事業との一体的な取り組み



## ■リハビリテーションサービスの提供体制の構築

リハビリテーションにおいては、要介護（要支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

生活期リハビリテーションは、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけていくことで、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要となります。

### 【第8期の主な方針】

- 介護保険サービスにおけるリハビリテーションの提供体制を維持するとともに、現在、地域リハビリテーション活動支援事業において実施している、住民主体の通いの場における、理学療法士または作業療法士の助言等を継続します。
- 地域ケア個別会議等に諮ったケースに対して、必要に応じて理学療法士または作業療法士の訪問を実施し、リハビリテーションに関する指導・助言を行うことで、介護予防・重度化防止を図ります。

## 2 認知症高齢者支援対策の推進

### 【第8期の主な方針】

佐世保市認知症対策検討会を継続して開催し、認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの深化を目指します。

また、「認知症施策推進大綱」で示された5つの柱のうち、以下の4つに沿って取り組みを推進し、認知症にやさしい地域づくりのための支援体制の充実を図っていきます。

- 普及啓発・本人発信支援
- 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- 予防
- 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加促進

## 3 介護人材とボランティア体制の強化

### 1 介護人材の育成・確保

#### ■ 介護人材の確保

##### 【第8期の主な方針】

- 市の長寿社会課に介護事業所への就労を希望している方の専用相談窓口を設置し、各種研修の案内や事業所等とのマッチングなどを行い、介護職への参入を促進します。
- 外国人労働者や「介護助手」としての元気高齢者の就労を支援するため、制度内容や関連する研修の周知等を図ります。
- 介護職員の処遇に係る加算については、引き続き制度の周知等を図り、加算の取得はもちろんのこと、より上位区分での加算取得を推進し、賃金アップによる介護職員の処遇改善と離職抑制等に努めます。
- 事業所における介護ロボットやICTの活用を促進するため、ICT等の導入に係る補助事業等の周知などを積極的に行い、介護現場の環境整備に努めます。

#### ■ 介護人材の資質の向上

##### 【第8期の主な方針】

- 長崎県や関係団体が実施している各種研修との重複を避けるため、引き続き、新任のケアマネジャーを対象とした研修を実施していきます。
- 介護事業所や介護従事者等の現状とニーズの把握に努め、効果的な研修の方法などを検証していきます。

### 2 ボランティアの現状と今後の方針

#### ■ ボランティアセンター

##### 【第8期の主な方針】

- ボランティアに関する需要と供給の仲介機能をさらに高めるとともに、個人ボランティア、ボランティアグループ、NPOなど各団体の支援を引き続き行います。
- ボランティア入門講座等を通じて地域における人材の発掘を推進し、それらの人材の育成を目指すとともに、既存の活動をさらに活性化させていくための研修会を実施していきます。
- ボランティアセンターだより「くれよん」の内容の充実や、情報ボードの活用などにより、幅広い分野の情報収集や提供に努めます。

#### ■ ボランティア・NPO

##### 【第8期の主な方針】

- ボランティア活動に踏み出すに至っていない潜在的活動者の自発的な活動を促進するため、情報提供や福祉教育の充実を図ることで、新たな活動者の発掘に努めます。
- ボランティアセンターや「させぼ市民活動交流プラザ」の機能充実を図ることで、活動しやすい環境づくりを進めます。

## 4 成年後見制度利用促進基本計画

財産の管理または日常生活等に支障がある人を支える重要な手段である成年後見制度が十分に利用されていないことに鑑み、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成 28（2016）年に施行し、同法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本市においても、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「佐世保市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本市では、必要な人が成年後見制度を本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、以下の施策の方針を定めます。

### ■地域連携ネットワークづくり

- 佐世保市高齢者虐待防止ネットワーク委員会、認知症初期集中支援チーム、地域ケア個別会議、佐世保市地域自立支援協議会等の既存のネットワークから成年後見制度につなげる仕組みを構築します。
- 法律や福祉の専門職で構成する協議会をつくり、成年後見制度の利用促進に関し関係者間との連携や情報共有を図ります。さらに、本市や地域包括支援センター、させぼ成年後見センター、障がい者の相談支援事業所等で受ける後見人やその支援者、関係機関からの相談に対し、専門的知見で助言を行える体制づくりを進めます。

### ■中核機関の整備・運営

- 本市には、佐世保市社会福祉協議会が運営するさせぼ成年後見センターがあり、成年後見制度に関する相談や制度の普及・啓発、法人後見の受任等を行っており、中核機関としての機能の一部を担っている状況です。今後、本市と社会福祉協議会の協働による中核機関の運営について検討を行い、本市の中核機関の整備を図っていきます。
- 市民を対象とした成年後見支援員を養成し、制度の知識の普及啓発を図るとともに、法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活用を図り、将来市民後見人として選任された場合においても支援できる体制を整えていきます。

### ■安心して利用できる制度

- 親族等による後見等申立てが期待できない人に対し市長による申し立ての実施や、申立費用や後見人等に対する報酬の負担が困難な人に対しては、申立費用や後見人等報酬費用の助成を行っていますが、今後も制度の周知を図り、必要な人に支援を行うことで制度の活用を図っていきます。
- 任意後見制度は、本人が十分判断能力があるうちに、将来に備えて自ら任意後見人を選ぶ制度で、本人の意思に従った適切な保護・支援をすることが可能になることから、制度の周知を図っていきます。



## 第5章

# 施策の展開

## Ⅰ 介護予防の促進（自立支援・重度化防止に向けた取組みの推進）

### Ⅰ 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業は、「地域包括ケアシステム」の深化を目指すため、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行う「一般介護予防事業」で構成され、対象者の状態に応じた介護予防サービスの提供に努めています。

#### ■ 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1、2の認定を受けた方や基本チェックリストで生活機能の低下が確認され、事業対象者と判断された方が利用できるサービスです。

従来の介護予防訪問介護と介護予防通所介護において提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体のサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

#### 【第8期の主な方針】

- 住民主体のサービスについては、これまで、要支援者や事業対象者のみが利用可能であったため、要支援者が要介護状態へ移行してからも継続してサービスが利用できるよう、関係機関と連携し、支援団体の育成を図ります。
- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や地域包括支援センターと連携を図り、住民主体の生活援助活動の促進及び地域住民への普及啓発に努めます。
- 「きらっと元気教室」については、プランナーや地域包括支援センター職員向けの研修会を開催し共通認識を図ります。また、受託事業所のスキルアップのための研修会を開催します。

#### ■ 一般介護予防事業

介護予防事業の普及啓発を行い、介護予防に取り組む住民主体の通いの場を充実させ、地域づくりを推進しています。

また、リハビリテーションなどの専門的知見を活かし、関係機関と連携し、介護予防の取組みを総合的に支援しています。

#### 【第8期の主な方針】

- 通いの場の介護予防活動の場としての機能をさらに充実するため、保健事業との一体的な実施による介護予防活動団体への専門職の関与について検討します。
- 地域で取り組む介護予防活動が、地域の実情に応じて継続的に実践でき、機能強化が図れるように、地域リハビリテーション活動支援事業において、関係機関やリハビリテーションなどの専門職と連携を図り、効果的かつ効率的な支援を行います。
- 介護予防活動団体の活動内容を充実することで、元気な高齢者を増やし社会参加を促します。

## 2 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、「地域包括ケアシステム」の深化に向けた手法です。具体的には、地域包括支援センター等が主催します。

これからの自立支援・介護予防においては、介護予防等の観点から踏まえて地域ケア個別会議等を活用し、要支援者等の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立を促すことが重要であり、そのためには多職種による連携による取組みの推進が重要です。

### 【第8期の主な方針】

- 地域課題を明確化し、課題解決に必要な資源開発や地域づくりを行うため、生活支援体制整備等の事業と連携し「地域包括ケアシステム」の深化を目指します。
- 「地域ケア推進会議」については、地域課題を明確化することで、地域で解決できない課題を明らかにし、必要に応じて政策形成を行います。



## 2 介護支援の充実

「地域包括ケアシステム」の実現に向け、日常生活圏域ごとに適切な介護サービスが提供できる体制の確保に努めています。また、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように、介護保険以外の福祉サービスの向上にも努めています。

### 【第8期の主な方針】

#### ◆ 適正な介護サービスの提供

- 介護が必要となった方の状態にあった適切なサービスが提供できるよう、関係機関と連携し、質の向上に努めます。
- 介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の整備については、将来の高齢者人口の減少や支え手となる生産年齢人口の減少を見据え、積極的には行わず、既存の事業所におけるサービスの質の向上に努めます。

#### ◆ 適正な福祉サービスの提供

- 配食サービスについては、調理、買い物が困難な方の安否確認や栄養状態の改善に必要なサービスであることから、サービス内容の周知と利用の促進を図ります。

#### ◆ 家族介護支援事業

- 介護者を身体的、精神的、経済的側面から支援するため、必要な事業を引き続き実施し、負担軽減に取り組めます。

## I 介護保険サービス

### ■居宅サービス

|       |   |
|-------|---|
| 訪問系   | ●訪問介護 ●(介護予防)訪問入浴介護 ●(介護予防)訪問看護<br>●(介護予防)訪問リハビリテーション ●(介護予防)居宅療養管理指導 |
| 通所系   | ●通所介護 ●(介護予防)通所リハビリテーション  |
| 短期入所系 | ●(介護予防)短期入所生活介護 ●(介護予防)短期入所療養介護                                       |
| 居住系   | ●(介護予防)特定施設入居者生活介護  |
| その他   | ●(介護予防)福祉用具貸与 ●特定(介護予防)福祉用具購入<br>●(介護予防)住宅改修                          |

### ■地域密着型サービス

- 夜間対応型訪問介護
- (介護予防)認知症対応型通所介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### ■施設サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護療養型医療施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院



## II 福祉サービス

### ■適正な介護サービス・福祉サービスの提供

- 生活援助員派遣事業
- 配食サービス事業
- 住宅改修支援事業
- 離島介護サービス確保事業
- 高齢者生活福祉センター運営事業(生活支援ハウス)
- ケアハウス
- 離島介護サービス渡航費等支援事業
- 低所得者対策
- いきいき元気食事づくり教室事業

### ■家族介護支援事業

- 介護教室事業
- 介護者リフレッシュ事業
- 徘徊高齢者家族支援サービス事業
- 介護食づくり教室事業
- おむつ購入費支給事業



### 3 高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり

住み慣れた地域で尊厳と希望を持って、自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」を目指し、地域における関係機関や地域住民とネットワークを構築するとともに、高齢者やその家族へ継続的な支援を行っていきます。

#### 【第8期の主な方針】

##### ◆相談体制の充実

- 長寿社会課や地域包括支援センターなどの相談窓口の一層の周知・広報に努めます。
- 相談を受ける職員の知識等のスキルの向上を図ります。

##### ◆高齢者虐待防止

- 虐待を未然に防止するために、広く市民に対して啓発を行い、介護サービス従事者等の関係者には、虐待に関する専門的な知識の向上と、担うべき役割の意識付けの強化を図ります。
- 地域や関係機関とのネットワークの強化を図ることで、虐待の早期発見・早期対応ができる体制をつくります。
- 養護者の介護負担軽減が行えるよう相談窓口の周知を図り、養護者支援の充実を図ります。

##### ◆権利・財産保護

- 高齢者の尊厳を守り、権利・財産保護を図るため、高齢者等が成年後見制度を利用しやすい体制づくりに努め、権利擁護サービスの利用を促進します。

##### ◆地域共生社会の実現

- 認知症やその家族の声を反映させた事業の充実を図ります。
- 地域住民への認知症の理解や認知症サポーター養成など普及啓発を図ります。

### 4 地域における生活支援サービスの充実

多様な生活課題を抱えている高齢者がさまざまな社会資源を適切に活用しながら住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が継続できるよう、見守りや生活支援の充実を図り、地域で高齢者を支え合う体制づくりを進めています。

#### 【第8期の主な方針】

- 生活支援コーディネーターの全圏域への配置を継続するとともに、地域の実情に応じた高齢者の生活支援体制の整備を推進します。
- 認知症サポーターの養成を幅広く実施し、サポーター数の増加を目指します。
- 認知症サポーター養成講座を受講した市民のステップアップを図り、認知症の人やその家族のニーズに合った個別支援を推進します。
- 緊急通報システムについては、健康状態に不安がある方にとって必要なサービスであることから、サービス内容の周知と利用の促進を図ります。

## 5 介護保険制度の適正な運営

介護保険制度を将来にわたって持続可能で安定的なものとするため、要介護等認定や介護給付適正化などの事業を実施し、介護保険の適正な運営に努めています。

### 【第8期の主な方針】

- 普通徴収の保険料収納率の向上のため、引き続き口座振替の加入促進に努めるとともに、公正な保険料負担の観点から、処分が必要な案件に対しては滞納処分を実施します。
- 要介護申請から認定までの期間については、法定の30日を超えないよう、認定調査員の安定確保に努めるとともに、研修等による調査員の資質の向上を図るなど認定調査業務の円滑化と安定化に努めます。
- 介護給付適正化事業については、引き続き長崎県が策定する介護給付適正化計画に基づく事業を実施するとともに、適正化システムを活用し、給付内容等の把握と分析に努め、重点項目を定め実施するなど事業の効率化を図ります。
- 事業者に対する指導監査業務を適切に実施していきます。

## 6 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が心身ともに元気で豊かな生活を送ってもらうため、多種多様な生きがいづくり、社会参加の促進や住みやすいまちづくりの推進に取り組みます。

### ■ 生きがいづくり・地域活動の促進

- 老人福祉センターと老人憩いの家
- 老人クラブ
- 生涯学習
- 文化活動
- 生涯スポーツ

### ■ 社会参加の基盤整備

- 敬老特別乗車証交付事業
- 生涯ボランティア
- 地域活動
- 就労の促進・所得の確保



### ■ 住みやすいまちづくりの推進

- バリアフリーの推進
- 高齢者が暮らしやすい住宅の整備（公営住宅のバリアフリー化）
- 多様な住まいの確保
- 高齢者の暮らしの安全確保



## 第6章

# 介護保険にかかる事業費の見込み

## 1 標準給付費及び地域支援事業費等の見込みの算定

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの標準給付費、地域支援事業費、市町村特別給付等の見込みを算定しました。

3年間の標準給付費見込額は、約704億4千万円、地域支援事業費見込額は、約43億8千万円です。

### ■標準給付費及び地域支援事業費見込み

（単位：千円）

|                   | 令和3年度<br>(2021年度) | 令和4年度<br>(2022年度) | 令和5年度<br>(2023年度) | 合計         |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 総給付費(介護給付費+予防給付費) | 21,906,349        | 22,148,203        | 22,270,337        | 66,324,889 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額  | 676,114           | 617,847           | 622,159           | 1,916,120  |
| 高額介護サービス費等給付額     | 606,575           | 614,065           | 618,355           | 1,838,995  |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 97,816            | 99,024            | 99,716            | 296,556    |
| 算定対象審査支払手数料       | 21,773            | 22,041            | 22,195            | 66,009     |
| 審査支払手数料支払件数       | 291,077件          | 294,671件          | 296,730件          | 882,478件   |
| 標準給付費見込額          | 23,308,627        | 23,501,180        | 23,632,762        | 70,442,569 |
| 地域支援事業費           | 1,429,260         | 1,459,604         | 1,494,129         | 4,382,993  |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費  | 967,094           | 993,734           | 1,024,065         | 2,984,893  |
| 包括的支援事業・任意事業費     | 462,166           | 465,870           | 470,064           | 1,398,100  |
| 市町村特別給付等          | 38,109            | 33,712            | 35,868            | 107,689    |

## 2 第8期の介護保険料

保険料基準月額は以下の方法で算出され、本市の第1号被保険者保険料基準月額は5,822円となります。

### ■第1号被保険者の保険料基準月額の算定

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\begin{array}{l} \text{保険料収納必要額} \\ 15,379,873 \text{ 千円} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{l} \text{予定保険料収納率} \\ 99.04\% \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{l} \text{所得段階加入割合で補正した} \\ \text{第1号被保険者数(3か年合計)} \\ 222,274 \text{ 人} \end{array}} \\
 \div \boxed{12 \text{ か月}} \equiv \boxed{\begin{array}{l} \text{第1号被保険者の保険料基準月額} \\ 5,822 \text{ 円} \end{array}}
 \end{array}$$

第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料設定については、負担能力に応じて保険料を賦課する観点から、第7期介護保険事業計画と同様に国の所得段階区分に合わせて第9段階で設定します。

## ■所得段階別の第8期介護保険料

| 所得段階 | 対象者  | 保険料<br>基準額に<br>対する割合 | 年額保険料                |
|------|--|----------------------|----------------------|
| 第1段階 | 生活保護を受給している方、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、または、本人と世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の方 | 0.5<br>(0.3)         | 34,900円<br>(20,900円) |
| 第2段階 | 本人と世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が120万円以下で第1段階以外の方                                       | 0.75<br>(0.5)        | 52,300円<br>(34,900円) |
| 第3段階 | 本人と世帯全員が市民税非課税で第1段階及び第2段階以外の方  | 0.75<br>(0.7)        | 52,300円<br>(48,800円) |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税かつ世帯の誰か（配偶者など）が市民税課税の方で、本人の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の方                              | 0.9                  | 62,800円              |
| 第5段階 | 本人が市民税非課税かつ世帯の誰か（配偶者など）が市民税課税の方で、第1段階から第4段階以外の方  | 1.0                  | 69,800円              |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の方  | 1.2                  | 83,700円              |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方   | 1.3                  | 90,700円              |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方   | 1.5                  | 104,700円             |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上の方  | 1.7                  | 118,600円             |

※第1段階～第3段階の方は、負担軽減措置により（ ）内の割合・保険料となります

## 3 令和7(2025)年度、令和22(2040)年度の保険料の見込み

|                       | 令和7年度<br>(2025年度) | 令和22年度<br>(2040年度) |
|-----------------------|-------------------|--------------------|
| 保険料収納必要額              | 5,317,740千円       | 6,179,103千円        |
| 予定保険料収納率              | 99.04%            | 99.04%             |
| 第1号被保険者数（所得段階加入割合で補正） | 73,107人           | 64,467人            |
| 保険料基準月額               | 6,120円            | 8,065円             |

●佐世保市老人福祉計画・第8期佐世保市介護保険事業計画(概要版)●

発行：令和3年3月 編集・発行：佐世保市 保健福祉部 長寿社会課  
〒857-0042 長崎県佐世保市高砂町5番1号 佐世保市中央保健福祉センター（すこやかプラザ）  
TEL：0956-24-1111 FAX：0956-25-9670